

○東松島市地域包括ケア推進本部設置要綱

平成29年8月14日

訓令乙第8号

改正 平成30年3月22日訓令乙第1号

(設置)

第1条 地域包括ケアシステムの構築に向け、関係施策を総合的かつ効果的に推進するため、東松島市地域包括ケア推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域包括ケアシステムに関する施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。

(2) その他地域包括ケアシステムの構築に必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者その他本部長が必要と認める者をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 本部長は、必要と認めたときは、本部構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、保健福祉部高齢障害支援課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日訓令乙第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長
総務部長
復興政策部長
市民生活部長
保健福祉部長
建設部長
産業部長
教育次長
経営調整監